

有限会社ミルキーウェイ



保育園
ミルキーウェイ清澄白河園

入園のしおり

(重要事項説明書)

令和7年4月1日改訂

住 所：東京都江東区扇橋 1-15-3
T E L：03-6666-6766
F A X：03-3644-8850
園携帯：●●●●●●

目 次

I 保育園ミルキーウェイ清澄白河園 運営について	
1. 施設運営者	1
2. 施設の目的及び運営の方針	1
3. 提供する保育の内容	1
4. 職員の職種、員数及び職務の内容	2
5. 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日	2
6. 利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及び金額	2
7. 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	3
8. 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項	3
9. 緊急時等における対応方法	4
10. 非常災害対策	4～8
11. 虐待の防止のための措置に関する事項	9
12. その他保育施設の運営に関する重要事項	9～11
II 法人・保育の理念、保育方針	12～13
III 保育の方法と目標	14～16
IV ミルキーウェイ清澄白河園の一日	17
V 保育園生活	
登園・降園、服装、持ち物、給食等	18～25
VI ほけんについて	
体調不良のとき、感染症、薬等	26～28
感染症の登園基準	29～30
VII 個人情報の保護	31～32
有限会社ミルキーウェイ 保育園ミルキーウェイ清澄白河園における個人情報の保護について	
有限会社ミルキーウェイ 保育園ミルキーウェイ清澄白河園	
VIII ご意見・ご相談・ご要望窓口の設置	34
IX 運営委員会について	35

I. 保育園ミルキーウェイ清澄白河園保育園 運営について

このしおりは、これからの園生活に関わる重要なことが書かれています。在園中は大切に保管してください。尚、内容に変更がある場合は速やかに変更内容をお知らせ致します。

1. 施設運営者

名 称	有限会社ミルキーウェイ
所 在 地	埼玉県さいたま市桜区西堀 4-7-1-107
電 話 番 号	048-764-9495
代 表 者 氏 名	●●●●●●●●

2. 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行う。
運 営 方 針	1.やさしく思いやりのある子 2.考える子 3.元気いっぱい遊べる子 の三原則を柱とし、個々の発達や年齢に応じた保育を行うよう心がけ、子どもたちの主体性・自主性を育てるため、異年齢児保育を取り入れ、健康で活動的な明るい子どもたちを育成します。そして、保護者が安心して子どもを預けることの出来る保育園、子どもが喜んで登園する保育園、保育者も楽しんで保育にあたる保育園を目指します。

3. 提供する保育の内容

名 称	保育園ミルキーウェイ清澄白河園
所 在 地	東京都江東区扇橋 1-15-3
電 話 番 号	03-6666-6766
認 可 年 月 日	令和4年(2022年)4月1日
施 設 長 氏 名	●●●●●●●●
職 員 数	13人以上
取扱う保育事業の種類	乳幼児の保育、延長保育、緊急一時保育、特別支援児保育、マイ保育園広場事業
規 模	敷地面積 494.75 m ² 延べ床面積 224.07 m ² 代替遊戯場：扇橋1丁目児童遊園 599.36 m ² (徒歩1分)
園 舎 構 造	鉄筋コンクリート造 6階建ての1階

4. 職員の職種、員数及び職務の内容

※年度により、員数に変更があります。

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施 設 長	1 人	保育園の運営管理全般と、保育の質の向上、職員の指揮監督を行う
主 任 保 育 士	1 人	施設長の補佐、代行するとともに、保育士間の業務調整、保育の質の向上の為に技術指導、計画の立案、保護者からの育児相談、地域子育て支援活動及び保育内容について統括する
副 主 任 保 育 士	1 人	主任保育士の補佐、代行するとともに、保育計画の立案と計画を基に、子どもの安定した生活と充実した活動ができる保育を行う（入園児の保育業務と連絡調整、安全点検、園内環境整備）
保 育 士	6人以上	保育計画の立案と計画を基に、子どもの安定した生活と充実した活動ができる保育を行う（入園児の保育業務と連絡調整、安全点検、園内環境整備）
栄 養 士	1 人	子どもの発達段階に応じた乳幼児食に係る献立を作成するとともに、保育園全般的な食育を行う
調 理 員	1 人以上	アレルギー食品対策、給食調理業務、給食室の安全・衛生管理、炊具食器の整備保管管理
事 務	1 人	園の運営管理に必要な事務処理、計画事務、経理事務及び雑務を行う。
嘱 託 医	2 人	入園児の健康診断、入園児ならびに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導（内科・歯科）

5. 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日～土曜日	
開 園 時 間 (月～土)	標準時間	7 時 30 分～18 時 30 分
		延長保育：18 時 30 分～20 時 30 分
	短 時 間	9 時 00 分～17 時 00 分
		延長保育：7 時 30 分～9 時 00 分、 17 時 00 分～20 時 30 分 *スポット延長保育のみ利用可
休 園 日	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日まで）・日曜・祝日 悪性伝染病・天災・その他やむを得ない事情で保育が困難と区が認めた時	

- ◇ 土曜日保育は、原則として両親仕事のお子さんのお預かりいたします。
- ◇ 土曜日をスポットで利用する場合は、事務所か担任にお声かけ下さい。
- ◇ 土曜日の受付は、食材の発注の都合上、基本的に利用する週の木曜日 13:00 までです。
※急にお仕事が入った場合はご相談ください。

6. 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

諸費名目		金 額
通常保育料		江東区が規則で定める金額を江東区にお支払いいただきます。
延長保育	月極	江東区が規則で定める金額を当園にお支払いいただきます。 ※ 区の定めた階層により異なります。
	スポット	18 時 30 分～20 時 30 分 : 200 円/20 分
	補食・夕食(希望制)	補食：無料/1 食 夕食：400 円/1 食

- ◇ 閉園時間にお迎えが間に合わなかった場合：3, 000 円/30 分
- ◇ 任意負担（希望者のみ）
セコムカード：1, 200 円/枚
スポーツ振興センター共済掛金：210 円/年

7. 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
組 名		りす	うさぎ	ぺんぎん	ぱんだ	らいおん	
定 員		8 人	10 人	11 人	11 人	11 人	51 人

8. 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
利 用 開 始 に つ い て	お住まいの市区町村の利用調整結果に基づいた、支給認定書が必要となります。
利 用 終 了 に つ い て	・2号、3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると区が認めたとき ・その他、保育園の管理及び保育の提供の為に必要な指示に違反し、公の秩序を乱す行為等、利用継続において重大な支障な困難が生じたとき。
欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合または登園が遅れる場合は、その日の9時までに、コドモンまたはお電話にてご連絡ください。9時以降はお電話にてご連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	必ずお電話で送れる旨をお知らせください ※18時30分以降のお迎えになる場合は、原則としてスポットの延長保育扱いとなります。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態などの確認を行って、職員にお伝えください。 薬を自宅で内服して登園するときは、職員にお伝えください。
感 染 症 に つ い て	こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って予防や対応を行います。 ※ P29.30 参照 ※「意見書」「登園届」別紙添付
投 薬 に つ い て	医療行為に当たる為、原則として行いません。但し、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示書に基づき行うことができます。必要がある場合は個別にご相談させていただきます。 ※P25「薬について」を参照
延 長 保 育 が 必 要 な 場 合	当日の延長保育(スポット)の申込み・キャンセル：18時30分まで。 補食の申込み・キャンセル：18時30分まで。 夕食の申込み・キャンセルは15時00分まで。 ※夕食の場合、時間が過ぎてからのキャンセルは原則として料金が発生いたしますので、ご注意ください ※補食・夕食の申し込みの時間が過ぎた場合、原則提供はできません。 (月極延長保育の申請) ① 園に提出：「延長保育申請・変更届」※前月20日までに提出。 ② 園から通知：①の書類を受けて「延長保育(承認・承認)通知書」の通知。 (スポット延長保育の申請)：上記の時間迄に職員にお知らせください。
土 曜 日 保 育 に つ い て	利用の方は当週の木曜日13:00までに職員まで申出てください。 土曜日保育の利用者がいない日は閉所となります。 緊急に保育が必要となったときは、園の緊急用携帯電話に連絡をしてください。

9. 緊急時等における対応方法

- ◇ 保育実施中に容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- ◇ 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承ください。

医 療 機 関 (囑 託 医)	(小児科) 竹内小児科医院 竹内 透 医師 所在地：江東区扇橋 2-1-3 ET-21 ビル 2F 電 話：03-5606-0303
	(歯 科) エール矯正歯科クリニック 大塚 美香 医師 所在地：江東区東陽 5-31-17-4F 電 話：03-3647-1181
消 防 署 (救 急)	管轄消防署名 深川消防署 所持地：江東区木場 3-18-10
警 察 署	管轄警察署名 深川警察署 所在地：江東区木場 3-18-6

10. 非常災害対策

災害や事故の発生時に保育の継続・可否の判断や保育中断から早期復旧再開ができるよう「業務継続計画（BCP）」を策定し、「保育安全計画」に基づき、定期的な避難訓練や不審者の侵入防止などの訓練を行っています。また、水害（河川の氾濫・道路冠水・侵水等）・土砂災害等地域の実情を把握し災害に円滑に対処できるよう「非常災害対策計画」も策定しています。

緊急時の安全確保のため、防犯・防災用品を常備し、いつでも使えるようにしています。また、日頃から職員の役割を明確にし、関係機関とも連絡をとっています。

消防計画作成 (変更) 届出書	深川消防署 令和 2 年 1 月 29 日届出 防火管理者 氏名 ●●●●●●
避難訓練	計画に沿って火災及び地震等を想定した避難訓練（月 1 回）を実施します。保護者の方に園児を引き渡す訓練も行います。
防犯対策	玄関の開閉オートロックを行っています。 不審者を想定した防犯訓練を計画に沿って実施します。
防災設備	自動火災報知機、煙探知器、誘導灯、消火器 その他（カーテン、敷物、建具等の防災処理） ※ 各種施設設備は法定の点検を実施します。
避難場所	一時避難場所・・・扇橋 1 丁目児童遊園 第 1 避難場所・・・江東区立扇橋小学校 第 2 避難場所・・・江東区立深川第四中学校 洪水避難場所・・・江東区立扇橋小学校 ノートス扇橋 5 階（緊急時垂直避難場所として）
避難所	木場公園

(1) 災害時連絡方法

- ◇ 災害伝言ダイヤル(園の固定又は携帯電話使用)
- ◇ 保育 ICT システム(コドモン)

(2) 緊急時の保育について

- ◇ 園内での保育の場合は担任、責任者を含む複数の保育士にてお迎えまで保育を行います。
- ◇ 園外での避難の場合は担当保育士複数名、責任者にてお迎えまで保育を行います。
- ◇ 給食が提供できない場合は、備蓄食を提供することもあります。

(3) 緊急時の引き取りについて

- ◇ 災害時は、速やかにお子さんをご家庭にお返しすることになります。日ごろからご家庭での役割分担など、非常時について話し合っておいてください。
- ◇ 避難時は避難場所を園に掲示します。電話が通じないことも予想されますので、テレビ、広報車、サイレン等で情報を得ましたら、すぐに迎えに来てください。
- ◇ 大規模地震発生時には保育 ICT システム(コドモン)とNTTの「災害伝言ダイヤル」番号「171」を利用します。

(4) 災害時や不審者への備え

- ◇ セキュリティシステム・火災通報装置・AED等を設置し、安全が確保できるような体制を整えています。
- ◇ 随時、事故情報、不審者情報、感染症情報等をお知らせし、安全管理に努めています。
- ◇ 不測の事態に備えて、消防署、警察署の指導を受け、定期的に避難訓練(地震、火災、水害)、不審者対応訓練などを行っています。
- ◇ 非常持ち出し袋を用意し、救急用品や情報を受けるラジオなどを備えています。
- ◇ 大きな災害、事故があった時は、子どもの精神的なフォローを保護者の皆様と一緒にを行います。
- ◇ 備蓄品として在園児分の食べ物と水を3食3日分程度備えています。

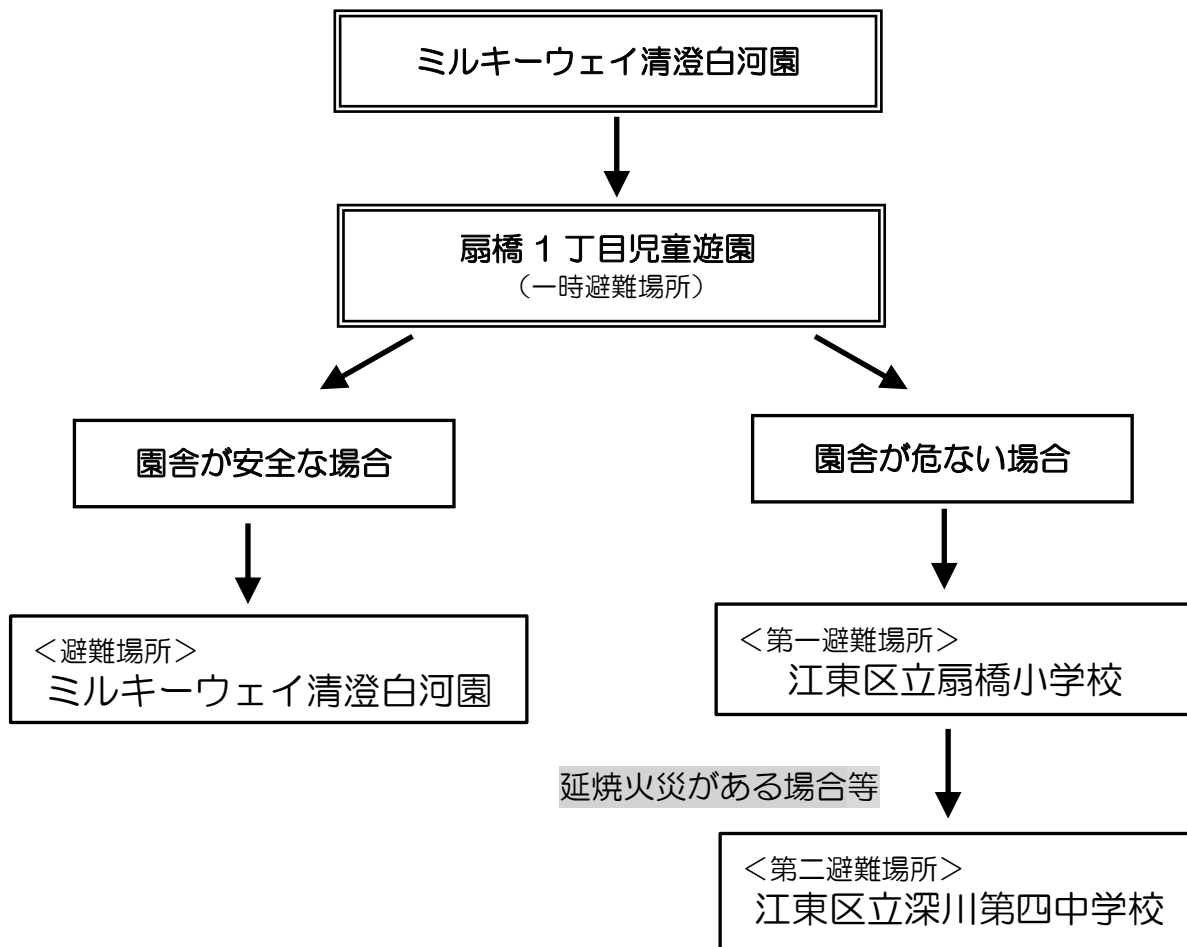
保育園では防災対策に万全を期しておりますが、保護者の方も、お子さんの生命を守るため、以下のご協力をお願いします。

- ◇ 園で行う避難訓練に積極的に参加する。
- ◇ 園の定めた避難経路、避難場所をよく覚えておく。
- ◇ 緊急時の連絡先を園に届けておく。
- ◇ 緊急時のお迎え者を決めておく。
- ◇ 保育 ICT システム(コドモン)への登録とお知らせの設定。



(5) 地震の時の対応

—避難するとき—



(6) 水害の恐れがある時の対応

◆発令される避難情報（内閣府：防災担当・消防庁）

警戒レベル3
災害の恐れあり
避難準備・
高齢者等※1 避難

- ・保育（こども）園児（要配慮者※1）とその支援者は避難を開始
※1 高齢者や障がいのある方、乳幼児等、避難に時間を要する人とその支援者
- ・その他の人は、避難の準備

警戒レベル4
災害の恐れ高い
全員避難

- ・速やかに避難場所へ必ず避難
 - ・公的な避難場所まで移動が意見と思われる場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難
 - ・公的な避難場所まで移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難
- ※命を守るために、最善の行動をとりましょう。

警戒レベル5
災害発生または切迫
緊急安全確保

- ・既に安全な避難が出来ず、命が危険な状況です。
近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難。命を守るための最善の行動をとりましょう。

※緊急安全確保の発令を待ってはいけません。警戒レベル4までに必ず避難しましょう

—避難するとき—

保育園ミルキーウェイ
清澄白河園

垂直避難

＜避難場所＞

- ① 保育園ミルキーウェイ
清澄白河園
- ② ノートス扇橋5階

近隣避難

＜第一避難場所＞

江東区立扇橋小学校

速やかにお迎えをお願いします

- ◇ 電話連絡は混乱が予想されますので、できるだけ避けてください。
- ◇ 園の玄関ドアに避難先等を掲示しますので、確かめてから行動しましょう。
- ◇ 避難順路を追って子どもの引き取りに向かってください。
- ◇ 夜になっても引き取りのないお子さんの安全を確保するため、応急保育を行います。
- ◇ 火災発生時は延焼のない方向へ避難するので、この避難経路をとらない場合もあります。
- ◇ 近隣や併設の建物が火災にあった場合は、避難する場合もあります。

(7) 避難経路

《江東区立扇橋小学校》



《江東区立深川第四中学校》



安全に留意しながら、お迎えをお願い致します。

＜外部避難時連絡先＞

園 携帯電話：●●●●●●●●

※緊急時のみご使用ください

※電話連絡は混乱が予想されますので、できるだけ使用は避けて下さい

(8) 風水害・土砂災害などの警戒宣言が発令された場合

【午前6時時点で発令中、又は午前6時から開園時刻までに発令された場合】

警戒レベル 3 (避難準備・高齢者等避難開始)	《休 園》 区と協議の上、保育園から連絡します ※就労でやむを得ず保育が必要な子どもは災害状況を確認した後、可能な範囲で応急保育を行います。
警戒レベル 4 (全員避難)	
警戒レベル 5 (緊急安全確保)	

【開園中に発令された場合】

警戒レベル 3 (高齢者等避難開始)	《家庭保育の推奨》 ●避難を開始します。但し園内が安全と判断した場合は、園内の安全な場所に避難します。 ●保育 ICT システム(コドモン)、電話、171 等で保護者に状況を伝え、速やかなお迎えを依頼します。 ●園児引渡しを行います。 ※保護者は各自情報を収集し、直ちに速やかなお迎えをお願いします。就労でやむを得ず保育が必要な子どもは、お迎えまで応急保育を行います。
警戒レベル 4 (全員避難)	
警戒レベル 5 (緊急安全確保)	

(9) 園児の引き渡し方法

- ◇ 基本的に保護者の方にお子さまを引き渡します。
- ◇ 保護者の方の引き取りが困難な場合、「緊急連絡票」に登録された方にお子様を引き渡します。

警戒宣言が解除されたら、安全を確認したのち保育を再開します。給食の提供は体制が整うまで簡易給食での対応や実施を延長することがあります。



11. 虐待防止のための措置に関する事項

保育園では児童虐待防止法に基づき、虐待の発生予防をはじめ虐待の早期発見、子どもや家庭の支援と見守りに努めています。

- ◇ 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- ◇ 「児童虐待の防止等に関する法律（H19）」の第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- ◇ 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年研修に職員を派遣し、受講させています。

12. その他保育施設の運営に関する重要事項

(1) 年間予定

4月	☆入園式 *保護者懇談会 ・進級式
5月	・こいのぼり集会 ・内科検診（第1回） ・春のプチ遠足
6月	・歯科検診（第1回） *個人面談 *保育参観（保育参加）
7月	・七夕集会 ☆夏まつり ・水遊び
8月	・水遊び
9月	*引き渡し訓練 ☆運動会
10月	・秋の遠足 *保育参観（保育参加） *個人面談（希望者） ・ハロウィン
11月	・内科健診（第2回）
12月	・クリスマス会 ・歯科検診（第2回） ☆おゆうぎ会
1月	・新年おめでとう会
2月	・節分 *保護者懇談会
3月	・ひなまつり会 ・卒園遠足 ☆卒園式 ・お別れ会

☆印…親子で参加 *印…保護者参加 の行事です。

※誕生日会、災害避難・消火訓練、身体測定は、毎月行います。

※運動会・おゆうぎ会は、会場の都合で変更になる場合があります。

※保育見学・保育参加・面談は、随時行うことができます。ご希望の方はお申し出ください。
（園内行事のある日は除きます）

(2) 食事の提供

- ◇ 集団給食施設届け出書を保健所に提出済みです。（平成25年12月1日）
- ◇ 全職員が毎月検便を行っています。



(3) 懇談会について

- ◇ 年に2回開催予定です。保育園からは園での子ども達の様子や出来事についてお知らせします。また、保護者のご意見もいただく場としています

(4) 健康診断について

内 科 健 診	年2回嘱託医が健診します。健診の結果については、「けんこうきろく」に記載してお渡しします。
歯 科 検 診	年2回嘱託医が検診します。検診の結果については、結果表をお渡しします。
身 体 測 定	毎月末身長・体重の測定を行います。結果については、コドモンアプリでお知らせします。

当園は、以下の当園は、以下の医療機関と当園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

嘱 託 医	(小児科) 竹内小児科医院 竹内 透 医師 所在地：江東区扇橋 2-1-3 ET-21 ビル 2F 電 話：03-5606-0303
	(歯 科) エール矯正歯科クリニック 大塚 美香 医師 所在地：江東区東陽 5-31-17-4F 電 話：03-3647-1181

(5) 嘱託医の所在地地図

《竹内小児科医院》



《エール矯正歯科クリニック》



(6) 自己評価の内容

職員による保育内容などの自己評価を定期的実施、また、3年に一度第三者による評価を受けることによって、保育向上に努めます。併せて保護者へのアンケートを随時行い、サービス内容の向上に努めます。

(7) 職員への研修の実施状況

職種・経験に基づき各自の仕事の専門性を高めるために、法人研修・外部研修等すべての職員に実施します。

(8) 記録の整備

保育園運営に関する全ての書類を正しく保管・整備し、紛失・盗難等に対する予防措置を講じます。

(9) 損害賠償保険への加入

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	園賠償責任保険

加入保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付制度

Ⅱ. 法人・保育の理念、保育方針

1. 法人の理念

＜子育てをしている保護者を支援して、子どもたちの健やかな自立を見守っていくことで地域の福祉に貢献する＞

有限会社ミルキーウェイは、多様な福祉サービスがその利用者(保護者)の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫し、利用者(子ども)が、個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、児童福祉法・児童憲章・子どもの権利条約に基づいた保育事業を行うことをめざします。

2. 保育の理念

(1) 園長理念

＜子育てしている人たちが安心して園に集まり、地域も元気に楽しくなれるような園を目指す＞

(2) 保育ルール

＜子ども主体の保育を行うこと＞

(3) 目指す子ども像

- ✧ 自分を大切にできる子ども
- ✧ 自分から考えて行動できる子ども
- ✧ 心と頭と身体のバランスがとれている子ども
- ✧ やさしくて強い心を持つ子ども
- ✧ 地球を慈しむ心を持つ子ども
- ✧ やり遂げる気持ちを大事にできる子ども

地域共同体として伝承されてきた文化に基づく子育ての環境は、時代が移り、生活様式が変わったのと同じように変化してきました。そうした社会の中で保育園のありようも変化を求められ長時間保育、子育て支援に重点が置かれるようになりました。しかし保育園が果たすべき役割、子どもたちの養護や援助といった本来の目的は見失われてはならないものです。

日々の活動にあたっては、子ども一人ひとりを大切にするために子どもが人的、物的環境と主体的に関わり、環境に内在する遊びを子ども自らが見つけ出し工夫して、伝承する保育を基本とします。こうした子ども主体の保育を援助し支え実現するためには「子どもと保育者が共に生活環境を創造する」ことが大切です。

保育園は、子どもと保護者と保育者が共に生きる生活の場です。ここで生活する人はお互いがお互いの「生活者モデル」となります。遊びを中心に生活者としての役割・仕事、一年を意味あるものにする行事など子どもの生活を演出し、子どもが子どもらしく大人が大人らしく生きるための創意工夫が日々の保育に醸し出されることで子どもたちの心と身体に「生きる力」「創造する力」を蓄えたいと願っています。

「生きる力」「創造する力」を働かせるためには、一人ひとりが自分を発揮できなければなりません。自分を発揮するためには、人と人との関係も上手に作り上げなければなりません。「私は私。でも私は私たちの中の私。」自己を発揮しながら他と協調することができる、そうした調整機能を持った自我を育てることも保育園の大切な使命であると考えます。



3. 保育方針

やさしく思いやりのある子
の三原則を柱とし、

考える子

元気いっぱい遊べる子

- ◇ 保護者が安心して子どもを預けることのできる保育園
- ◇ 子どもが喜んで登園する保育園
- ◇ 保育者が楽しんで保育にあたれる保育園

を目指します。

やさしく思いやりのある子

- ◇ 相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。
- ◇ 積極的に遊びや生活が出来るようにし、自主性や協調性といった社会生活の基礎となる態度を養う。

考える子

- ◇ 生活の中でことばでの興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
- ◇ 自然の世界に多く触れ、豊かな体験を通して自分なりにものを見たり感じたり考えたりすることによって、豊かな感性と創造性を培う。
- ◇ 自然に対する知的興味や関心を育て、思考力・認識力を養い、科学的に観察する力を培う。

元気いっぱい遊べる子

- ◇ 歩く、走る、飛ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。
- ◇ 健康で十分な発育ができるよう薄着の習慣を身につける。
- ◇ 運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活をおくり、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- ◇ くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む。

Ⅲ. 保育の方法と目標

1. 保育方針における保育方法

法人理念と保育所保育指針に即し、育みたい資質・能力を具体的にした保育目標を目指すためのものとし以下の3つとします。

（やさしく思いやりのある子）

- ◇ 子ども一人一人の気持ちや思いに愛情深く共感的で受容的に応答し、子どもが多くの人に認められる経験を積み自己発揮ができる環境を整え、相手を信頼し互いに尊重しあえる生活を展開する保育。

（考える子）

- ◇ 子どもの興味関心に沿った計画的で直接的な経験が得られる環境を構成し、自然事象や文化、子ども集団の相互性を活かしながら、子どもの自発的で主体的な活動の展開を促す保育。

（元気いっぱい遊べる子）

- ◇ 子どもが安全で多様な経験が得られる安定した環境を構成し、保護者と連携を取りながら心身の健康保持と生活リズムを整え、室内外での活発で意欲的な活動を促す保育。

2. 年齢別保育目標と方法

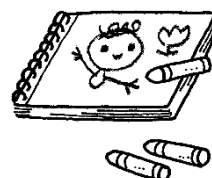
〇りすぐみ（1 歳児）

〈目標〉

- ◇ 安心できる保育者との関係の元で保育園生活を楽しみながら、「自分でしてみよう」というきもちが芽生える

〈方法〉

- ◇ 簡単なお着替え（ズボン・パンツの着脱から）を始めます。
 - ◇ スプーン・フォークを使って少しずつ一人で食べる練習を始めます。
- ※ご家庭でも少しずつ出来ることからチャレンジしてみましょう！



〇うさぎぐみ（2 歳児）

〈目標〉

- ◇ 基本的生活習慣の自立の充実を目指し、保育園生活や遊びを通して「一緒に」「みんなで」と、友達と関わる楽しさが広がるように過ごす。
- ◇ 自分の意志や要求を、自分なりに表現する。

〈方法〉

- ◇ 個々の発達に合わせて、無理なくパンツに移行できるようにしていきます。
- ◇ お着替え、お支度、片付けなど、身の回りのことが自分でできるようにしていきます。
- ◇ 子どもの言葉をよく聞き、遊びの中たくさん会話をします。また、子どもが言うことに共感し受け止めながら、丁寧に対応して根気よく関わります。

〇ぺんぎんぐみ（3 歳児）

〈目標〉

- ◇ 小さな集団生活の基礎を作る。
- ◇ 自分のしたい事や思いを言葉で表現しながら、友だちと一緒に過ごす楽しさを感じる。

〈方法〉

- ◇ 子どもの言葉や会話に向き合い、子どもが発見したことに共感しながら、一緒に考えたり試していける環境を作ります。
- ◇ 自分の思いが中心な時期なので、子どもの気持ちを受け止めたうえで、遊びの中に決まりがあること、相手にも思いがあること等を伝えながら楽しく遊ぶことができるようにしていきます。

○ぱんだぐみ（4歳児）

〈目標〉

- ◇ 様々な人と関わる中で、自分の思いや気持ちを相手に伝え、自他の思いに気づきながら一緒に遊ぶ楽しさを知る。
- ◇ 好奇心を高め、自分なりに遊びを工夫する。

〈方法〉

- ◇ 色々な動きで遊べる遊具を用意して、存分に楽しめる環境を作ります。
- ◇ みんなで遊ぶ楽しさが味わえるよう、集団遊びを取り入れていきます。
- ◇ お当番活動を通して、人の役に立つ喜びを感じることで、自己肯定感を育てていきます。
- ◇ スプーンやフォークの3指持ちができるように支援し、お箸を使って食べる練習を始めます。

○らいおん組（5歳児）

〈目標〉

- ◇ 遊びや行事を通して、自分なりに判断し、周囲を認めながら生きる力の基礎を身につけ行動する。
- ◇ 自分たちで主体的に行動する。

〈方法〉

- ◇ 子ども達が企画・発案をしたものを、やり遂げられるように支援をします。
- ◇ 友達の気持ちを察する力、観察力や具体的な思考力が育つような関わりを大切にします。
- ◇ 「できそうだからやってみる」「できるはず」といった粘り強くチャレンジし続けることができるように、生活の中でたくさん満足感や達成感を育てていきます。

江東区の「就学前教育スタンダード」を取り入れ保育をします。

江東区就学前教育スタンダード

「就学前教育スタンダード」とは、小学校以降の学びにつながる
「幼児期に必ず体験する内容」を示したものです。

就学前教育スタンダードは遊びや生活を通して体験していきます。

【健康な心と体】

- ☐ のびのびと体を動かす

【自立心】

- ☐ 自分でよく考える

【協同性】

- ☐ 友達と遊ぶことを楽しむ

【道徳性・規範意識の芽生え】

- ☐ 相手の気持ちを考える

【社会生活との関わり】

- ☐ 「ありがとう」と言われる嬉しさを感じる

【思考力の芽生え】

- ☐ 十分に試したり工夫したりする

【自然との関わり・生命尊重】

- ☐ 自然にたっぷり触れる

【数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚】

- ☐ 数や文字などに関心をもつ

【言葉による伝え合い】

- ☐ 楽しく話したりよく聞いたりする

【豊かな感性と表現】

- ☐ いろいろな表現を楽しむ

※就学前教育スタンダードは、10の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点としています。

Ⅳ ミルキーウェイ清澄白河園の一日

※生活の流れは目安であり、時期によっても異なります。

時間	1 歳児クラス	2 歳児クラス	3・4・5歳児クラス
7:30	順次登園・健康状態の観察		
9:00	自由遊び お片づけ	自由遊び お片づけ	自由遊び お片づけ
9:15	朝の挨拶・歌 出席調べ 牛乳・麦茶 おむつ交換（排泄）	朝の挨拶・歌 出席調べ 牛乳・麦茶 おむつ交換（排泄）	朝の挨拶・歌 出席調べ 麦茶（水分補給）
9：45	主活動 戸外遊び・室内遊び （製作遊び・運動遊び・リズム遊び・散歩など、子どもの興味・関心に応じた遊びの環境を設定します）	主活動 戸外遊び・室内遊び （製作遊び・運動遊び・リズム遊び・散歩など、子どもの興味・関心に応じた遊びの環境を設定します）	主活動 戸外遊び・室内遊び （製作遊び・運動遊び・リズム遊び・散歩など、子どもの興味・関心に応じた遊びの環境を設定します）
11:00	手洗い・給食		
11:15	着替え		
11:30	絵本・紙芝居 ※おむつ交換（適宜）	手洗い・給食 ※おむつ交換・排泄（適宜）	着替え 手洗い・給食 ※年齢や個々に応じて
12:00	午睡（個々に応じます）	着替え 絵本・紙芝居 午睡（個々に応じます）	絵本・紙芝居 午睡（個々に応じます）
12:45			
15:00	めざめ・検温 おむつ交換（排泄） 手洗い・おやつ	めざめ おむつ交換（排泄） 手洗い・おやつ	めざめ 手洗い・おやつ
	降園準備・おかえりの挨拶 自由遊び		
16:00	順次降園		
18:30	延長保育 補食・夕食（希望者のみ） 自由遊び・順次降園		
20:30			

V. 保育園生活

1. 登園降園について

（登園時間と欠席等の連絡時間）

- ◇ 朝は 9 時 15 分までの登園にご協力ください。
- ◇ 欠席遅刻の連絡は 9 時 00 分までに保育 ICT システム（コドモン）に入力してください。9 時を過ぎる時には、園に電話連絡をしてください。
- ◇ 連絡帳は、登園時までに保育 ICT システム(コドモン)の『連絡』ページより入力し、送信してください。
- ◇ 開所時間は 7 時 30 分です。荷物整理を終わらせ「7 時 30 分以降」にお子様をお預けください。7 時 30 分までの間は、お子様と安全にお過ごしください。
- ◇ お迎え予定時間より 20 分以上遅れる場合は、必ず園に連絡をください。
- ◇ 予定時間より 30 分以上早く登園される方は、前日までに必ず園に連絡をください。

（その他登園降園について）

- ◇ 登園、降園の際は、必ず保育 ICT システム(コドモン)にて時間を記録してください。
- ◇ 当日の勤務先、連絡先など変更の際には、必ずご連絡ください。
- ◇ 暴風雨、その他の災害の時は、早くお迎えをお願いすることがあります。
- ◇ 感染症の疑いがある場合は、登園を見合わせ、必ず受診してください。
- ◇ 毎朝必ず検温し、保育者に体温及び体調をお伝えください。

2. 登降園の方法の留意点

- ◇ 玄関扉の開閉は必ず保護者が行い、付近にいるお子さんの飛び出し、衝突には気をつけてください。また、必ず扉を閉めたことを確認してください。
- ◇ お迎えの方が予定と変わる場合は、必ずご連絡ください。
 - ・初めて来られる方には、身分を証明するものをご確認させていただきます。
 - ・高校生未満のお迎えは、原則として認められません。
- ◇ 朝の引き渡し、降園の引き取りの際には、必ず保育士に声をかけてください。

3. 保護者の入室を控えていただくとき

- ◇ 保護者の方が感染症にかかられている場合、玄関先での対応となります。
- ◇ 園内で感染症が流行している期間における妊婦の方、その他疾患をお持ちの方の入室（園の判断によります）。

4. 送迎方法

（１）基本的な方法

- ◇ 「徒歩」「ベビーカー」「自転車」で送り迎えをお願い致します。
- ◇ ベビーカーを利用の際は、必ず折り畳んで園所定の場所に整頓して置いてください。

（２）自転車・車の利用

① 自転車

- ◇ ご使用の際は、必ず道路交通法を守り車道には駐輪しないでください。ご協力をお願い致します。また、園で保管・管理することはできません。
- ◇ 乗り降りの際は、危険が伴います。お子様から目を離さないようにお願いします。

② 車

- ◇ 車での送迎は禁止です。園に駐車場はなく、車での送迎は他の送迎のお子さんの危険や近隣の方へ迷惑が生じます。
- ◇ 体調不良、その他の理由がある時は、お近くのコインパーキングをご利用ください。

5. 私物管理について

- ◇ 基本的に園で指定されていない物は園に置いておくことはできません。お子さんが園に持ち込んでいないかもご確認してから登園してください。

- ◇ 園内への飲食物の持ち込みは厳禁です。お子様が口に食べ物を入れていないか、鞆の中に入っていないかも確認してください。

※ アレルギー対応を必要とするお子さんのアレルギー反応の原因となりえます。

6. 服装について

- ◇ 清潔でできるだけ薄着の習慣をつけましょう。
- ◇ 活動しやすいもの、脱ぎ着のしやすいものにしてください。
※歩けるようになりましたら、股下のスナップ付下着や服は、避けてください。
- ◇ 体操の時間がある日(2～5歳児〔うさぎ～らいおん組〕)は、Tシャツやトレーナー、動きやすいズボンを着用してきてください。(Gパン、スカート付のスパッツなどは避けてください)

(避けて頂きたいもの)

- ◇ 飾りの多い洋服、スカート、スカート付きスパッツ、つなぎのズボン、フード付きの上着、長い上着、膝丈まであるワンピースなど。
- ◇ 髪ゴムは飾りのないものにし、パッチン止めはやめてください。
- ◇ 外遊びに適した靴で、子どもが脱ぎ履きしやすい運動靴をご用意ください。

7. 生活習慣について

- ◇ 夜は早めに寝て早起きの習慣をつけてください。
- ◇ 朝の排便の習慣をつけてください。
- ◇ 園児や家庭内で感染症が発生したときはすぐに連絡してください。

8. 正課教室

- ◇ 体操の時間 月3回程度 (2歳児クラスから)
- ◇ 英語の時間 月2回程度 (3歳児クラスから)

9. 持ち物

(1) 持ち物一覧

※持ち物全てに大きくはっきりとひらかなで名前をご記入ください。

持ち物			1 歳児 クラス	2 歳児 クラス	3 歳児 クラス	4 歳児 クラス	5 歳児 クラス
毎日 持ってくるもの	当日の着替え ※持ち手つき袋に入れる 洋服上下・肌着（各1枚） 乳児：おむつ（後ろに記名）		○	○	○	○	○
	エプロン		3 枚	3 枚	-	-	-
	水筒（中身はお茶か水） 通年使用します		-	○	○	○	○
	通園リュック		-	○	○	○	○
	紙おむつ（後ろに記名）		3～4 枚	3～4 枚	各児必要枚数	-	-
園に 置いておくもの	洋服上下・肌着		2 組	2 組	1～2 組	1～2 組	1～2 組
	靴下		1 足	1 足	1 足	1 足	1 足
	持ち手付きビニール袋 （濡れたものを入れます）		3 枚	3 枚	3 枚	3 枚	3 枚
	紙おむつ（後ろに記名）		5 枚	3～4 枚	各児必要枚数	-	-
	パンツ		-	必要であれば ※1	2～3 枚	2～3 枚	2～3 枚
	上履き（1足）上履き袋	★	-	-	○	○	○
	カラー帽子 （園から貸し出し）	★	○	○	○	○	○
	コットカバー	★	○	○	○	○	○
	（夏場）タオルケット：持参 （冬場）薄手の毛布：持参	★	○	○	○	○	○
	（冬場）外遊び用の上着 汚れても良いもの 動きやすいもの フードなし等		○	○	○	○	○
週末	持ち帰り用エコバック等 （コットカバー・タオルケット）		-	-	○	○	○

★…週末に持ち帰り、洗濯済みのものを月曜日にお持ちください。

※1 担任と要相談

(2) 持ち物について

① 食事用エプロン (1・2 歳児クラス)



フェイスタオルを2つに折り、輪になった方をゴムが通る幅に縫います。ゴムを通し、首から下げられるようにしてください。(市販でも可)

② 水筒 (2・3・4・5 歳児クラス)



コップ付ではない、肩ひも付きの直接飲める水筒をご用意ください。

※2 歳児はストロータイプのもので可

② 通園リュック・エコバック (2・3・4・5 歳児クラス)



(リュック) 身支度の習慣をつけるため、リュックをご用意ください。子どもが扱える大きさとシンプルな機能の物をお願いします。

(エコバック) 週末にコットカバーや上着を子どもが入れて持ち帰るのに使用します。

③ 上履き・上履き袋 (3・4・5 歳児クラス)



3・4・5 歳児クラスの部屋でのみ使用します。
靴下を履いた状態で、サイズを確認してください。定期的にサイズを見直してください。
バレエシューズや子どもが自分で容易に着脱できるかかとのある靴をご用意ください。

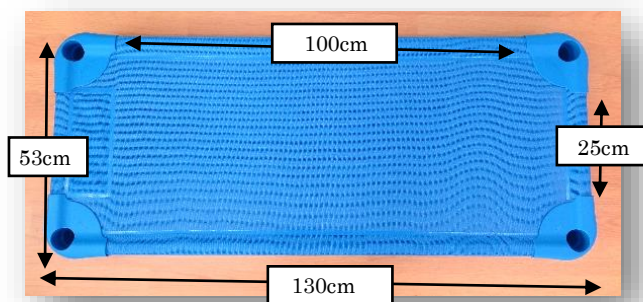
※持ち物すべてに大きくはっきりとひらがなで名前をご記入ください。

④ コットカバー（ベッドカバー）作成について（全クラス）

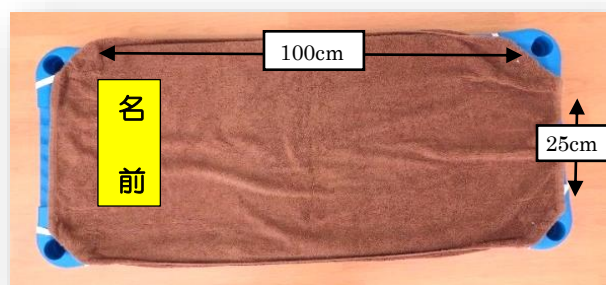
コット（ベッド）にタオルケットを敷き、シーツとして使用します。寝ている最中にタオルケットがズレないように、タオルケットにゴムを縫い付けてください。（市販の敷きパッドでも可）

1) 完成写真

使用するコット（ベッド）



装着したコットカバー（ベッドカバー）



- ※ タオルケットはコット（ベッド）のサイズに概ね合った物をご使用ください。
- ※ コット（ベッド）の四方の穴がベッドカバーから出るようにしてください。
- ※ タオルケットは大人用のバスタオルでも代用可能です。

2) 作り方の POINT

- ① ゴムひも（約 40cm）を 4 本用意します。
- ② タオルケット（約 60×120cm）の四つ角を折ります。
- ③ タオルケットの角を折る際にゴムひもを挟み込みます。
- ④ タオルケットの角を縫い留める際に、ゴムひもも一緒に縫い留めます。



10. 保護者との連携

(1) 配布物・掲示物について

◇ 配布物

「保育 ICT システム(コドモン)」の配信機能により、手紙やお知らせを配信します。
ご利用になれない方は配布しますのでお声掛けください。

※ 月の配信：園だより、クラスだより、献立、給食だより、保健だより等

※ 行事や共通連絡事項なども配信します。細かいところにも大切な事が記入してありますので、必ず目を通していただき、ご対応ください。

◇ 掲示物

園の玄関通路に「重要なお知らせ」「各クラスからのお知らせ」を適時掲示します。
毎日必ずご確認ください。

(2) 年齢別の連携について

◇ 1～2 歳児（りす～うさぎ組）

保育 ICT システム(コドモン)の連絡帳にて、家庭と園での子どもの健康状態、生活リズム、生活の様子などの情報交換をします。

◇ 3～5 歳児（ぺんぎん～らいおん組）

クラスの 1 日の様子を保育 ICT システム(コドモン)で配信し、園での子どもたちの姿や成長をお伝えします。

3 歳児～〔ぺんぎん組～〕は、家庭での言葉でのコミュニケーションを大切にするため、原則として連絡帳は使用しません。日々、お子様と園であったことなどを話してみてください。ご希望の方は、ご相談ください。

(3) その他連携について

◇ 保育見学、保育参観、保育参加、面談など

随時受付けています。必要な時は職員まで申し出てください。園が必要だと判断した時にはお願いすることもあります。

11. 家庭状況に変更があった時

家庭の状況に変更があったときは、速やかに園にお知らせください。

- 1) 住所、家族構成等、電話連絡の方法など
- 2) 緊急連絡先
- 3) 出産、育児休業
- 4) 氏や名が変わった時
- 5) 保護者の勤務先（部署異動も含む）、勤務の時間帯、労働時間、保険証番号など
- 6) 入園後に出産し、育児休業を取得する時
- 7) 転園、退園する時
- 8) 長期欠席する時

※下記表に該当するときは区役所への届出が必要になります。

変 更 内 容		添 付 書 類
区外へ引っ越しするとき (転出)	現在通っている保育園等に <u>引き続き通わない場合</u>	① 利用解除届(書式は保育入園係にあります)
	現在通っている保育園等に <u>引き続き通う場合</u>	① 利用解除届(書式は保育入園係にあります)
離婚したとき		① 認定変更申請書兼届出事項変更届 ② ひとり親等世帯申立書 ③ 戸籍謄本の写し ④ 離婚の受理証明書の写し
離婚調停を開始したとき		① 認定変更申請書兼届出事項変更届 ② ひとり親等世帯申立書 ③ 離婚調停を開始したことがわかる証明(調整申立署、裁判所からの呼出状等の写し)
別居、同居、婚姻、その他		① 必要な手続きは保育入園係にお問い合わせ
氏または名が変更になったとき		① 認定変更申請書兼届出事項変更届
その他家庭の事情が変更になったとき		① 保育入園係に直接お問い合わせ
離婚して求職する場合		① 認定変更申請書兼届出事項変更届
【外勤】転職した(する)場合		① 認定変更申請書兼届出事項変更届 ② 就労証明書(区様式)
【自営業】転職した(する)場合		① 認定変更申請書兼届出事項変更届 ② 就労証明書(区様式) ③ 自営を証明する書類
妊娠が分かった場合で、 <u>産休後育児休業を取得する場合</u>		① 育児休業(延長)承認書
妊娠が分かった場合で、 <u>産休後育児休業を取得できない場合</u>		① 認定変更申請書兼届出事項変更届 ② 母子手帳(表紙及び分娩予定日記載ページ)の写し ③ 出産事由変更届
退園するとき		利用解除届(書式は保育入園係にあります)
転園したいとき		※ 該当する年度の江東区の入園のしおりを参照してください
休園するとき (子どもの病気、けが理由)		① 保育利用停止(停止解除)申請書 ② 保育園等に登園できないことが確認できる「医師の診断書」
就労することが決まった場合		※ 「【外勤】転職した(する)場合」と「【自営業】転職した(する)場合」に準じます

※上記詳細は「江東区保育園等 在園ハンドブック」を参照してください。
 その他、詳細は江東区保育支援課保育サービス係にご確認ください。
 TEL: 03-3647-4934 / FAX: 03-3647-9290

12. 給食について

(1) 給食の目標

子どもたちが「食」に関心をもち、自分の体を自分で守る力をつけていくために、乳幼児期はその基礎を培うことが大切です。そして、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待し、以下の5つの子ども像の実現を目指します。

- ① お腹がすくリズムのもてる子ども
- ② 味がわかる子ども
- ③ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ④ 食事づくり、食事の準備にかかわる子ども
- ⑤ 食べ物話題にする子ども



(2) 食育の内容

- ◇ 「5味・5色・5法」を用いた献立の作成。
- ◇ 添加物をなるべく使わず、薄味で素材の旨みを生かした手作りの給食とおやつ。
- ◇ 「早ね 早おき 朝ごはん」のススメ。
- ◇ 野菜の栽培・収穫 《3～5 歳児〔ぺんぎん～らいおん組〕》
- ◇ 調理体験・調理参加 《3～5 歳児〔ぺんぎん～らいおん組〕》
- ◇ 行事や季節に合わせて食事形態や献立を工夫し、食べることの楽しさや食文化への興味の芽を育てる。 (例) お楽しみメニュー・バイキング・行事食など

(1 日のエネルギー目安) ※おやつ含む (参考: 厚生労働省「日本人の食事摂取基準 (2020)」)

1～2 歳児	925 kcal	(うち保育園 465 kcal・1 日の 50%)
3 歳以上児	1275 kcal	(うち保育園 575 kcal・1 日の 45%)

栄養士が作成した献立に基づき、食事を提供しています。毎月の献立をご覧ください。

- ◇ 月の献立表を園だよりと一緒に配布しています。
- ◇ 毎日その日の献立と給食を玄関に掲示します。

1・2 歳児クラス	3・4・5 歳児クラス
午前：牛乳	
昼：給食	昼：給食
午後：おやつ	午後：おやつ

食物アレルギーについて

アレルギーのお子さんが増えています。食物アレルギーの中でも特に命に関わる危険性を持つのがアナフィラキシーショックと呼ばれる症状です。これは重度の食物アレルギーをもつお子さんが、原因の食物を口に入れたり触ったりする際に起こり得る症状で、呼吸困難等による死亡事故もある恐ろしいものです。そこで、食物のアレルギー症状が見られるお子さんについては、早期に病院にご相談し、園にお知らせ下さい。園では、お子さんに合わせ可能な限り除去食の対応をさせていただきます。

※ 除去食の対応には医師の診断が必要です。保護者の方が自分だけで判断せず、医師と相談した上で園にお知らせください。

- ◇ 食物アレルギーのお子さんには除去食の対応をしていきます。
- ◇ 「保育所生活管理指導表」を医師に記入してもらい、ご提出ください。
- ◇ 入園時に保育士と栄養士と保護者との相談のうえ、対応を進めていきます。
- ◇ 保育園での給食提供は、他の子どもとトレーを別にし、席を離れたうえで、周囲の子どもたちにも知らせます。
- ◇ 翌月の「アレルギー児用献立」を保護者に確認していただき印を押して頂きます。

VI. ほけんについて

1. 持病について

お子様の既往歴をお伝えください。保育をしていく上で注意しなければならないことがありましたら、必ずお知らせください。

(小児喘息・てんかん・熱性けいれん・脱臼・アレルギー・ヘルニアなど)

2. 体調不良のときは

保健所における感染症ガイドライン(こども家庭庁発行)を参照に「登園を控えるのが望ましい場合」「保育が可能な場合」の対応を記載しますので、朝の健康観察や登園の目安の参考にしてください。

対 応	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱のとき	* 発熱期間と同日の回復期間が必要 ・ 朝から 37.5℃ を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い ・ 食欲がなく朝食・水分が摂れていない ・ 24 時間以内に <u>38℃ 以上の熱がでていた</u> ・ 24 時間以内に解熱剤を使用した * 1 歳以下の乳児の場合、平熱より 1℃ 以上高い時 (38℃ 以上あるとき) 高熱で早退した翌日も。ご家庭でゆっくり過ごされることをおすすめします。	* <u>24 時間以内に 38℃ 以上の熱が出ていない</u> ・ 食事や水分が摂れている ・ 発熱を伴う発疹がでていない ・ 排尿の回数が減っていない ・ 咳や鼻水を認めるが悪化していない ・ 24 時間以内に解熱剤を使っていない ・ 24 時間以内に 38℃ 以上の熱はでていない
下痢のとき	・ 24 時間以内に水様便がある ・ 食事や水分を摂ると下痢をする ・ 下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・ 朝、排尿がない ・ 機嫌が悪く、元気がない ・ 顔色が悪くぐったりしている	・ <u>感染の恐れがないと診断されたとき</u> ・ 24 時間以内に水様便がない ・ 食事、水分を摂っても下痢がない ・ 発熱が伴わない ・ 排尿がある
嘔吐のとき	・ 24 時間以内に嘔吐がある ・ 嘔吐に伴い、水分も欲しがらない ・ 機嫌が悪く、元気がない ・ 顔色が悪くぐったりしている	・ <u>感染の恐れがないと診断されたとき</u> ・ 24 時間以内に嘔吐がない ・ 発熱が見られない ・ 水分摂取ができ食欲がある ・ 機嫌がよく元気で、顔色も良い
咳	* 前日に発熱がなくても ・ 夜間しばしば咳のために起きる ・ 喘息や呼吸困難がある ・ 呼吸が速い ・ 37.5℃ 以上熱を伴っている ・ 元気がなく機嫌が悪い ・ 食欲がなく朝食、水分が摂れない ・ 少し動いただけで咳が出る	* 前日 38℃ を超える熱はでていない ・ 喘息や呼吸困難がない ・ 続く咳がない ・ 呼吸が速くない ・ 37.5℃ 以上の熱を伴っていない ・ 機嫌がよく、元気がある ・ 朝食や水分が摂れている 
発しんの時	・ 発熱とともに発疹のあるとき ・ 今までになかった発疹が出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき ・ 口内炎のため食事や水分が摂れないとき * とびひ ・ 患部を覆えないとき ・ 滲出液が多く他児への感染のおそれがあるとき ・ かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき	・ <u>受診の結果、感染のおそれがないと診断されたとき</u>

●「おなかの風邪」とは感染性胃腸炎のことで、症状に着目して「嘔吐下痢症」「吐き下し」等と呼ばれる場合もあります。原因の代表としてノロウイルスやロタウイルスがよく知られています。

●「いつもと様子が違う」体調不良のサインかもしれません。体調が悪い時は早めに病院を受診し、無理をしないようにしましょう。

3. 感染症について

※ 感染症の登園基準 P29.30 参照

(1) 感染症の罹患について

- ① 人から人へ移る感染症は、保育園において集団感染しやすく、注意が必要です。
- ② 感染症は、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に書類やその出席停止時期が定められています。
- ③ 感染症にかかった場合は、必ず医師の診断を受けてください。
 - ✧ 感染症と診断された場合は、必ず保育園にご連絡ください。
 - ✧ 感染症が完治して登園する際には、医師の登園許可がなければ登園できません。
 - ✧ **登園基準を確認の上、登園の際には、「意見書（医師が記入）」あるいは「登園届（保護者が記入）」を提出**して下さい。（感染症によって提出書類が違いますのでご注意ください。）
 - ✧ 保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園であるよう、ご配慮ください

※別添の、「意見書」「登園届」の用紙をコピーしてご使用下さい。「意見書」は、江東区のホームページからもダウンロードできます。

(2) 園での予防対策

下痢や嘔吐物、血がついた衣類シート類は感染拡大防止の為、洗わずにそのままお返しします。保護者には掲示、配信で発症状況を伝え、子どもの健康状態の把握や二次感染予防の協力をお願いしています。

その他、感染症の原因となるウイルス、細菌等を園に「入れない」「広げない」対策を講じます。保護者の方にはその都度必要なご協力をお願いすることがあります。

2. 薬について

原則として、保育園では薬を飲ませることは出来ません。



*****薬を処方していただくときは*****

- ① 病院を受診する際には「保育園に通っていること」を伝え、登園が可能か確認してください。
- ② 朝・夕2回の服用の薬にしてもらえるか相談してみてください。
- ③ 3回服用の場合は、朝・夕・就寝前と時間をずらすことが可能か相談してみてください。

やむを得ず薬を持参される場合は以下のことを守ってください。守られない場合は薬のお預かり、与薬はできません。

- ① 「与薬連絡票」「薬剤情報提供書(説明書)」の写し、「処方薬」を一緒に保育士に直接手渡し、使用方法などを口頭でも説明してください。
 - ※ 与薬は医師の指示に従うため、保護者の要望に必ずしも沿えるとは限りません。
 - ※ アレルギーに関する薬は「保育所生活管理指導票」も必要です。
- ② 薬は医療機関からの処方であること。
 - 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤、保湿クリームはお預かりできません。
 - 病院の処方であっても解熱・鎮痛剤やその他頓用の薬はお預かりできません。
 - 抗アレルギー薬など継続しての内服使用が必要な薬・エピペン[®]、頓用の熱性けいれん予防薬などに関してはご相談ください。
- ③ 1回分ずつ分けて持参する。水薬は、小さな容器に1回分を移して持参してください。
- ④ 薬の袋、容器（ふた、ケースの両方）に日付・園児名・クラス名を記入してください。
- ⑤ 吸入などの医療行為は、園では実施できないことになっております。
- ⑥ 気管支拡張剤などの貼布薬（テープタイプ）をご使用の場合は、園児名を貼布薬に記入し登園時に必ず保育士に使用箇所をお伝えください。
- ⑦ 予防接種は、お休みの日か降園後にお願いいたします。どうしても難しい場合はご相談ください。（接種後は安静にして副作用の有無を観察してください）

※ 綴じ込みの、「与薬連絡票（保育園の書式）」の用紙をコピーしてご使用ください。

2. 保育園での健康管理

(1) 保護者との協力体制

- ◇ 毎日の登園時には、子どもの健康状態を保育者に口頭で伝えてください。保育中の健康状態は降園時に保育者からお伝えします。
- ◇ 保育中に発熱（37.5℃以上）、下痢、嘔吐、感染症の病気を疑うとき、または万一怪我をしたときなどは、ご連絡いたします。
- ◇ 保育中に 38.0℃以上の発熱や著しい下痢、嘔吐、倦怠感、水分や食事が摂れない状態など、緊急にお迎えを必要とする連絡をすることもありますのでご協力をお願いします。
- ◇ 事故発生時の連絡や薬などの確認、連絡が無く登降園時間に来ない時などは園から連絡をさせていただきます。
- ◇ 出張などで連絡先が変わる時には、登園時に必ずお知らせください。
- ◇ 保育園内での感染症、その他病気などの情報提供や健康に関する情報を保護者の方に発信します。

(2) 入園後の健康診断

- ◇ 保育園では嘱託医と連携しながら園児の健康管理をしています。
- ◇ 嘱託医による健診を行います。※内科健診（年 2 回）、歯科健診（年 2 回）

(3) 感染予防

- ◇ 集団生活の場ですので各種感染予防のための措置を講じています。
- ◇ 予防接種の公的接種の利用について、ご家庭のご協力をお願いします。
- ◇ 予防接種を受けた時は、担任にお知らせください。

(4) 乳幼児突然死症候群（SIDS）防止策

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として 1 歳未満の児に突然の死をもたらした症候群です（「乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン(第 2 版)」より引用）。

原因はよくわかっていませんが、その多くは 1 歳未満の乳児期に起きています。育児環境のなかに発生率を高める因子があることがわかっています。

保育園では睡眠時に以下のことを取り組みます。

- ◇ 乳児を一人にしない
- ◇ 乳児の様子を定期的に観察する
（1, 2 歳児：10 分毎 3 歳以上児：15 分毎の睡眠チェック）
- ◇ 枕は使わない
- ◇ 顔が見えるようにできるだけ仰向けに寝かせる
- ◇ 布団の周囲に危険なものを置かない等、気をつける

(5) アレルギー疾患への対応

- ◇ お子様がアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は、職員にお申し出ください。
- ◇ アレルギー（アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、気管支喘息）に関する治療食、除去食、投薬は「保育所生活管理指導票」を提出していただき、医師の診断の下、個々に対応していきます。

3. 保育中のけがについて

軽傷のけがは、園で応急処置をしますが、病院で受診する場合は、保護者にすぐ連絡を入れ、医療機関を確認してから病院に行きます。

4. 感染症の登園基準

医師の「意見書」が必要な感染症

感染症の登園基準 ①

こども家庭庁「保育園における感染症対策ガイドライン」引用

	病名	潜伏期間	感染しやすい期間	主な症状	登園基準	医師の許可証
1	麻疹（はしか）	8～12日	発熱1日前～発疹出現後4日間	高熱・コプリック斑・咳・鼻水・結膜充血・発疹 [合併症]中耳炎・肺炎・熱性けいれん・脳炎	解熱した後3日を経過してから	必要
2	風疹（三日はしか）	16～18日	発疹出現7日前～出現後7日間	発熱・発疹・リンパ節のはれ [合併症]関節炎・血小板減少性紫斑病・脳炎	発疹が消失するまで	必要
3	百日咳	7～10日	感染後約3週間	風邪症状・特有の咳発作	特有の咳が消失していること。又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること	必要
4	インフルエンザ	1～4日	発病前24時間～発症後3日程度	高熱全身倦怠感・関節痛・頭痛・咽頭痛・鼻汁 [合併症]肺炎・中耳炎・熱性けいれん・脳症	発症後最低5日間、かつ解熱後3日を経過してから（発症日及び解熱日は含まない）	必要
5	流行性耳下腺炎（おたふく）	16～18日	発症3日前～耳下腺腫脹後4日間	発熱片側または両側の耳下腺の腫れ、痛み [合併症]無菌性髄膜炎・難聴（片側性）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	必要
6	水痘（水ぼうそう）	14～16日	発疹出現1～2日前からかさぶた形成まで	微熱・全身発疹・かゆみ [合併症]皮膚の細菌性感染症・肺炎	全ての発疹がかさぶたになってから	必要
7	結核	3ヶ月～数10年感染後2年以内特に6ヶ月以内に発症することが多い	—	微熱・長く続く咳・血痰 [合併症]カリエス・脳症	感染の恐れが無いと認められていること ※医師による感染の恐れがないと認められた場合、それ以降は、抗結核薬による治療中であっても登園可能	必要
8	咽頭結膜熱（プール熱）	2～14日 2～14日	発熱、充血等症状が出現した数日間	高熱・咽頭痛・結膜の充血目やに	主な症状が消失して2日を経過してから	必要
9	流行性角結膜炎（はやり目）	2～14日	充血、目やに等症状が出現した数日間	流涙・結膜充血・眼脂・リンパ節の腫れ・痛み	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから	必要
10	急性出血性結膜炎	24時間 又は2～3日	—	強い目の痛み、目の結膜の充血、結膜下出血。また、目やに、角膜の混濁	医師において、感染の恐れがないと認められている事	必要
11	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	3～4日	—	激しい腹痛・水様便・血便・発熱 [合併症]溶血性尿毒症症候群・脳症	医師において、感染の恐れがないと認められていること	必要
12	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	4日以内	—	発熱、頭痛、嘔吐	医師において、感染の恐れがないと認められていること	必要
13	新型コロナウイルス感染症	—	—	発熱、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）、頭痛、倦怠感等、消化器症状、鼻汁、味覚・嗅覚異常などの症状があるが、無症状の場合もある	医師において、感染の恐れがないと認められていること	必要

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、医師の「登園届」を保育園に提出してください。

医師の診断を受け、保護者の「登園届」が必要な感染症

感染症の登園基準 ②

	病名	潜伏期間	感染しやすい期間	主な症状	登園基準	保護者の届け
14	ヘルパンギーナ	3～6日	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出）	高熱・咽頭痛・口腔内に水疱疹・潰瘍 [合併症]髄膜炎	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること	必要
15	手足口病	3～6日	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	水疱性の発疹（手掌・足裏等）微熱・口内炎 [合併症]脳炎・髄膜炎・心筋炎	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること	必要
16	溶連菌感染症	2～5日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	発熱・咽頭痛・発疹・嘔吐 [合併症]リウマチ熱・急性糸球体腎炎	抗菌薬内服後24～48時間経過してから（ただし治療の継続は必要）	必要
17	マイコプラズマ肺炎	14～21日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	咳・発熱	発熱や激しい咳が治まってから	必要
18	ウイルス性胃腸炎 （ロタ・ノロ・アデノウイルス等）	12～48時間 （ノロ） 1～3日（ロタ）	症状のある間と、症状消失後1週間	下痢・嘔吐・発熱 [合併症]けいれん・肝炎・まれに脳症	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事ができるようになってから	必要
19	RSウイルス感染症	4～6日	呼吸症状のある間	発熱・鼻水・咳・喘鳴・呼吸困難（低年齢ほど重篤化しやすい） [合併症]気管支炎・肺炎	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなってから	必要
20	帯状疱疹	不定	水疱を形成している間	軽度の痛みや違和感、かゆみ、その後多数の水ぶくれが集まり、紅斑となる。日が経つと膿疱や血疱、びらんになることもある。通常1週間でかさぶたになり、治癒する	全ての発疹が、かさぶたになっていること	必要
21	突発性発疹	9～10日	—	高熱・解熱と同時に発疹・軟便 [合併症]熱性けいれん・脳炎・肝炎	解熱し、機嫌が良く、全身状態がよいこと	必要
22	伝染性紅斑（りんご病）	4～14日	発疹出現前の1週間	発熱・頬が赤くなる・手足の紅斑 [合併症]関節炎・容血性貧血・紫斑病	全身状態が良くなってから（発疹が出現したところにはすでに感染力は低下している）	必要
23	伝染性膿痂疹（とびひ）	2～10日	効果的治療開始後24時間まで	湿疹や虫刺され跡のただれ・水泡病変・痒み	診察を受けて、病変部をガーゼで覆うこと	
24	伝染性軟属腫（水いぼ）	2～7週間	不明	半球状丘疹	診察を受けていること（掻き壊し傷から浸出液が出ているときはガーゼ等で覆うこと）	
25	アタマジラミ	10～30日	卵、幼虫、成虫がなくなるまで	頭のかゆみ・不快感・髪に卵の付着（多くは無症状）	診察を受けて治療を開始していること	

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

感染症についてはかかりつけ医の診断に従い、保護者の「登園届」の提出をお願いします。

Ⅶ. 個人情報の保護

1. 個人情報の取り扱いについて

保育園ミルキーウェイ清澄白河園保育園では、「有限会社ミルキーウェイ 個人情報保護規定」に基づいて個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。個人情報の取り扱いにあたっては利用目的を特定して予め保護者の同意を得ます。利用目的を変更する時はあらかじめ保護者の同意を得てから行います。

園行事で、映した動画や写真の取り扱いはご配慮いただき、SNS などへの使用は避けてください。

「有限会社ミルキーウェイ 保育園ミルキーウェイ清澄白河園保育園における個人情報保護について」

P32・33参照

2. その他

（１）保護者間の個人情報の使用について

保護者同士で情報を交換する場合は目的を明確にし、事故のないようにご注意ください。
名簿作成やアドレス等の交換については保護者間の同意を得てください。

（２）保護者間の個人情報の適正な管理

自身の子以外のお子さまの情報や写真、行事等の写真やビデオを該当する保護者の同意得ずに SNS 等に掲載しないでください。

3. 人権尊重

- ◇ 児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。
- ◇ こどもの身体的苦痛や人格を辱めることがないよう保育を実施いたします。

◇ 保護者の方へのお願い

- ◇ 当法人は、カスタマーハラスメント（カスハラ）防止対策を行っています。職員がカスハラの対応に悩まされることなく、お子様と向き合うことに専念できるよう、皆様のご協力をお願いします。



有限会社ミルキーウェイ 保育園ミルキーウェイ清澄白河園保育園における個人情報保護について

有限会社ミルキーウェイならびに保育園ミルキーウェイ清澄白河園保育園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取扱いについて『個人情報の保護に関する法律』（以下『個人情報保護法』と呼ぶ）及び関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

<基本理念>

1 保育園ミルキーウェイ清澄白河園保育園（以下「当園という」）では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

<個人情報の利用目的>

2 当園では、保護者より口頭もしくは文書により提出を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通し得た個人情報を『児童福祉法』及び厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

3 監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集など、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。

4 利用目的

- ① 園児の保育サービス事業を提供していくうえで必要なため
- ② 園児に関わる保育計画等の立案や円滑な保育サービスを提供していくために実施する職員会議等への情報提供のため
- ③ 保育内容の質を向上させていくための会議等において個々の情報を必要とするため
- ④ 公的機関、医療機関等との連絡調整や嘱託医の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 園児の健康状況、生活状況を把握し健康、安全な生活ができる環境を提供するため
- ⑥ 乳幼児などの保育に関する相談に対し、助言、指導が必要な際の情報提供のため
- ⑦ 園児の安全かつ発育、発達に即した食事提供のため
- ⑧ 会計・経理等保育園の管理運営上必要な場合
- ⑨ 園のホームページ及びパンフレット掲載、写真販売の写真使用(施設利用期間に準じない)
- ⑩ その他のサービスの提供及び広報活動で必要な場合(施設利用期間に準じない)
- ⑪ 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合(卒園後も含む)
- ⑫ 転園先または兄弟姉妹が在籍する小学校や他の特定保育・保育施設等との連絡調整や地域子ども子育て支援事業者等を行う者、その他の機関（警察、児童相談所等）から子どもに関する情報を求められた場合

<収集する個人情報の種類>

5 当園では園児を保育するにあたり、児童票・家庭調査票・健康診断記録（票）・緊急連絡調査票・勤務証明書など必要最低限の情報は収集させていただきます。

6 個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

<個人情報の第三者への提供の制限>

7 当園では『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号の該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- 8 ① 法令に基づく場合（統計調査・「保育所児童保育要録」等）
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合（事故の際の安否情報など）
- ③ 公衆衛生の向上または園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合（児童虐待情報など）
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（犯罪捜査の協力等）

<個人情報の管理>

9 当園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つように努めるとともに、漏洩滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失った個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

<個人情報の開示・訂正・利用停止・消去>

10 当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。

なお、苦情についても適正に対応します。

11 開示には、本人(保護者)確認させていただきます。

<個人情報の開示の範囲>

12 当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合は、非開示とします。

<個人情報の使用>

13 当園は、当園発行のパンフレット、ホームページなどへの個人情報の使用に際しましては、掲載されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、使用制限の申し出があった時は、合法的な方法、範囲で対応を行います。

<個人情報の保護の安全管理措置>

14 お預かりした個人情報は、当園の規定に沿って全職員に周知徹底し、安全に管理するよう努めております。職員やその関係者は、職務上知りえた個人情報に対して、就業中はもとより離職後も含め守秘義務を厳守致します。

<個人情報保護体制の継続的改善>

15 当園は、この「保育園ミルキーウェイ清澄白河園保育園における個人情報保護方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

<附則>

この方針は2018年4月1日より実施します。

この方針は2019年4月1日より実施します。

この方針は2021年4月1日より実施します。

有限会社ミルキーウェイ 保育園ミルキーウェイ清澄白河園保育園バス乗車について

有限会社ミルキーウェイ 保育園ミルキーウェイ清澄白河園保育園は、遠足及び保育中の移動等で、ミルキーウェイ園バス又は、レンタルバス・車に乗る場合があります。(保険加入済)

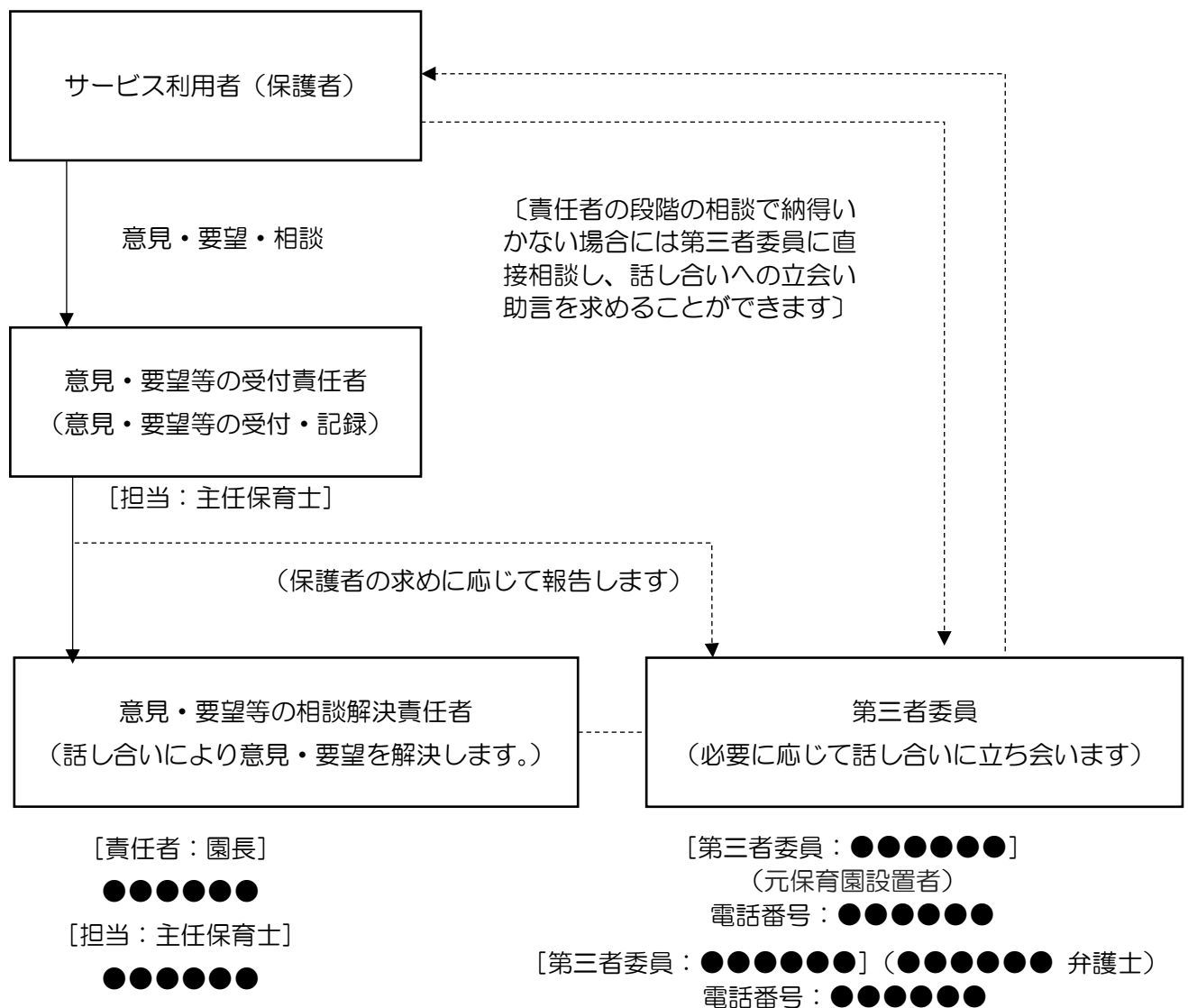
乗車の際は、保護者の方の同意が必要となります。

乗車に同意されない場合は、園内保育となりますのでご了承下さい。

Ⅷ. ご意見・ご相談・ご要望対応窓口の設置

乳幼児期は人間として育つ最も大切な時期です。この人格形成の大切な時期を家庭と保育者が身体関係を確立して、共に育児を進めていくことが大切です。

保育園では保護者からのご意見・ご相談・ご要望を受け付けていますので、何かございましたら、保育園にご相談ください。また、速やかな解決に社会性や客観性を確保し、保護者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために、第三者委員を設置しています。



江東区保育支援課指導検査係
電話：03-3647-9503

プライバシーを守るために

- ◆保護者の電話番号等、個人情報とは公開していません。
- ◆第三者の方による保育の状況、そして、保護者やご家庭についての問い合わせには応じません。

IX. 運営委員会について

年2回開催します。保護者、外部委員（社会福祉事業について知識・経験を有する方）及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

保護者		2名
外部委員	評価機関 ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●保育園 園長 ●●●●●●	2名
事業者（職員含む）	（園長）●●●●●● （主任）●●●●●●	2名